

福井市リサイクル製品利用促進運用基準

- 1 福井県認定リサイクル製品等（以下「リサイクル製品」という。）の利用促進を図るため、下記により運用する。
 - (1) コンクリート二次製品については、リサイクル製品の使用を原則とする（工事目的物の要求品質、資材の流通状況等を考慮して調達が困難な場合を除き使用する）。
 - (2) コンクリート二次製品以外については、具体的な数字目標を設けないが、積極的な活用を図る。
- 2 リサイクル製品の使用にあたっての留意事項
 - (1) 設計者は、使用するリサイクル製品が工事現場での設計条件に適合するか、品質・性能等を十分検討し使用する。
 - (2) 設計者は、使用する建設資材品目を指定し、「福井県認定リサイクル製品を使用すること。」等、特記仕様書に明示する。（個別の製品指定は行わない。）
 - (3) 前項において積算に使用するリサイクル製品の価格は、当該製品の価格を「福井市土木工事積算用単価取扱基準」（平成15年7月1日付け技管第12号工事検査室長通知）により適切に計上する。
 - (4) 当初設計においてリサイクル製品の指定を行わず、標準品価格で積算し発注した工事で、施工業者がリサイクル製品の材料承諾願を提出し使用した場合は、材料単価の変更は行わない。
 - (5) リサイクル製品の使用は、『福井市公共事業コスト構造改善マネジメント指針 環境に配慮した計画の推進』に該当するため、コスト構造改善実績報告書に記載すること。

附 則

この運用基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年4月1日から施行する。